

千葉市財政健全化プラン

[平成22年度～25年度]

平成22年3月

千葉市

目 次

I	財政健全化プランについて	1
II	本市財政の現状と課題	3
III	中期財政見通し	1 1
IV	財政健全化の対策（取組項目と数値目標）	1 3
V	取り組み後の姿	2 3
VI	本プランの推進にあたって	2 6
※	資料	2 7

I 財政健全化プランについて

1 策定の趣旨

本市は平成4年の政令指定都市移行を契機として、大都市にふさわしい都市基盤の整備に積極的に取り組むため、税収を大きく超える予算を組み続けてきました。

その結果、市債残高は増加し、基金が枯渇するなど財政の硬直化を招いたことから、平成18年度から21年度までの4年間の計画期間とする財政健全化プランを策定し、財政健全化に向け取り組んできました。しかしながら、過去に発行した市債の償還がピークを迎えている中で、昨今の景気の急激な悪化に伴う市税収入の大幅な減少などが重なったため、今後数年間にわたり多額の収支不足が見込まれております。

この収支不足に対し、これまでのように市債や基金からの借入に過度に依存した財政運営を続けると、財政の健全化判断比率である実質公債費比率が、平成24年度には早期健全化基準の25%を超える可能性があるなど、本市財政は危機的な状況に直面しております。

そのような背景から、平成21年10月、この財政危機を乗り越え、安定した収支バランスを確保するためには、市民と市が協力して取り組む必要があることを「脱・財政危機宣言」として発したところです。

今後は、市民のみなさまのご理解とご協力を得ながら、最も厳しい数年間を乗り越え、財政危機を脱するため、この「財政健全化プラン」に基づき、全庁一丸となって取り組むことといたします。

なお、本プランでは、計画期間内において取り組む項目（取組項目）を明示し、達成すべき数値目標等を設定します。目標の達成状況については、毎年度の予算、決算時に数値、指標等を公表いたします。

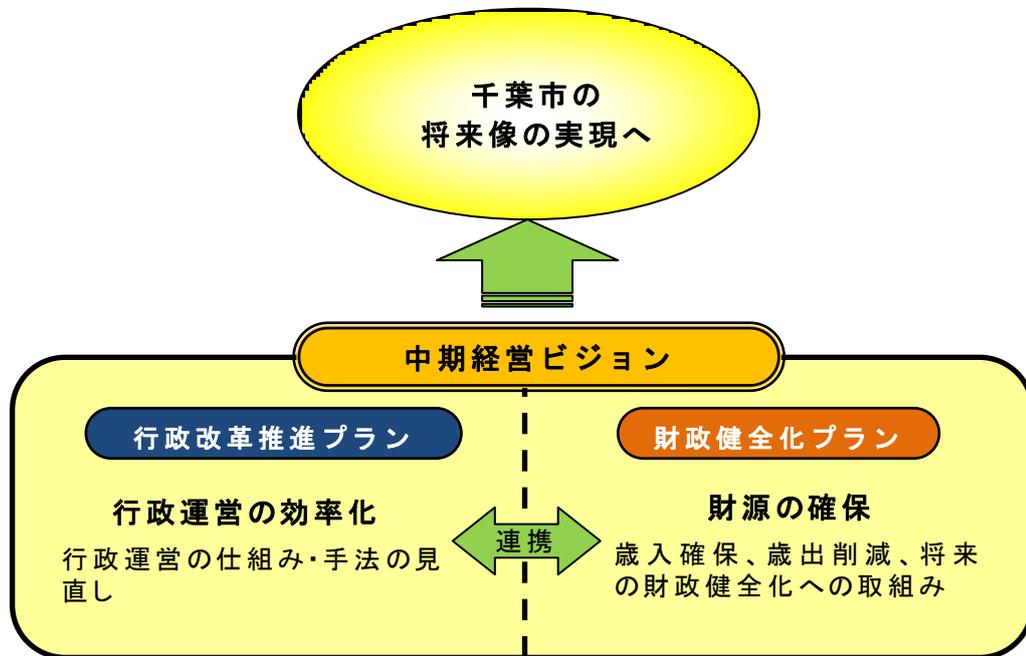
2 財政健全化プランの位置付け

「財政健全化プラン」は、現在の財政危機状況から脱するため、財政健全化への取組みを示し、今後の財政運営の指針となるものです。

行政運営の仕組みや手法などを見直す行政改革のための基本的な方針となる「行政改革推進プラン」と本プランを一体的に推進することで、本市の将来像の実現に向けた財源を確保するとともに、行政運営の効率化を図ります。【図表1】

図表1 財政健全化プランの位置付け

<中期経営ビジョン>



3 計画期間

平成22年度から平成25年度までの4年間とします。

Ⅱ 本市財政の現状と課題

1 財政健全化プラン（平成18年度～21年度）の取組状況について

数値目標として掲げた項目のうち、「定員の削減」、「公共工事のコスト縮減」、「市債依存度」及び「債務負担行為設定」については、目標を達成する見込みとなっています。【図表2】

図表2 目標達成状況

数 値 目 標		基準値	H18決算	H19決算	H20決算	H21(目標値)
徴 収 率 等	市税徴収率	88.3% (H16決算)	90.3%	91.4%	92.0%	94.3%
	国民健康保険料徴収率	76.2% (H16決算)	76.2%	76.3%	71.4%	81.2%
	保育料収納率	92.6% (H16決算)	92.1%	92.3%	92.6%	93.7%
	住宅使用料収納率	72.6% (H16決算)	73.8%	74.1%	76.8%	88.0%
	下水道使用料収納率	93.0% (H16決算)	93.1%	93.7%	93.9%	94.3%
定員の削減 (H17年4月1日総定員をH21までに 4.6%・360人純減)		7,810人 (H17/4/1)	7,642人 (H19/4/1)	7,587人 (H20/4/1)	7,493人 (H21/4/1)	7,450人 (H22/4/1)
公共工事のコスト縮減 (H14を基準として、H21に4.6%縮減)		—	△3.0%	△9.0%	△7.0%	△4.6%
補助金の削減(外郭団体分を含む) (H15を基準として、H21までに10%以上削減)		91.7億円 (H15決算)	81.9億円	87.4億円	85.8億円	82.5億円
市債依存度 (H21に特別な市債を除き10%未満に設定)		10.6% (H16決算)	15.0%	15.7%	8.2%	10%未満
債務負担行為設定 (H21に50億円以下に設定)		86億円 (H16決算)	38億円	29億円	25億円	50億円 以下
経常収支比率の低減 (H21に93%以下に抑制)		96.9% (H16決算)	93.2%	96.5%	96.3%	93%以下

(注) 表中の網掛けは、平成21年度の目標値を達成することが見込まれるものです。

また、目標値を達成することが困難であると見込まれる項目の状況については、次のとおりです。

○徴収率等

市税や各料金では、民間委託の活用、口座振替の勧奨、コンビニ収納の導入、悪質滞納者に対する法的措置強化など、あらゆる徴収率向上策に取り組みましたが、長引く景気の低迷や滞納整理に対するノウハウの不足などから、目標値を達成することが困難な見込みとなりました。

また、国民健康保険料については、徴収率の高い75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行した影響もありました。

なお、保育料については、保育所長による督促などが効果を上げ、目標値近くまで収納率を向上できる見込みとなりました。

今後は、より効率的・効果的な徴収を目指し、組織の見直しなどを行います。

○補助金の削減

税収確保策として実施している中小企業資金融資利子補給金^{※1}及び企業立地促進事業補助金^{※2}が増額となったことなどから、目標値を達成することが困難な見込みとなりました。

○経常収支比率の低減

義務的経費^{※3}が増加するとともに、市税収入が低迷したことなどから、目標値を達成することが困難な見込みとなりました。

なお、数値目標を達成できない見込みの項目については、本プランにおいて、引き続き数値目標を定めて取り組みます。

※1 中小企業資金融資利子補給金 中小企業者が市の融資制度を利用した場合に負担する利子の一部を助成する制度。

※2 企業立地資金促進事業補助金 本市内に進出する企業に対し、固定資産税相当額や建物賃借料相当の補助金を交付する制度。

※3 義務的経費 人件費、扶助費、公債費のようにその支出が義務付けられる経費。

2 市財政の現状と見通し（普通会計※¹）

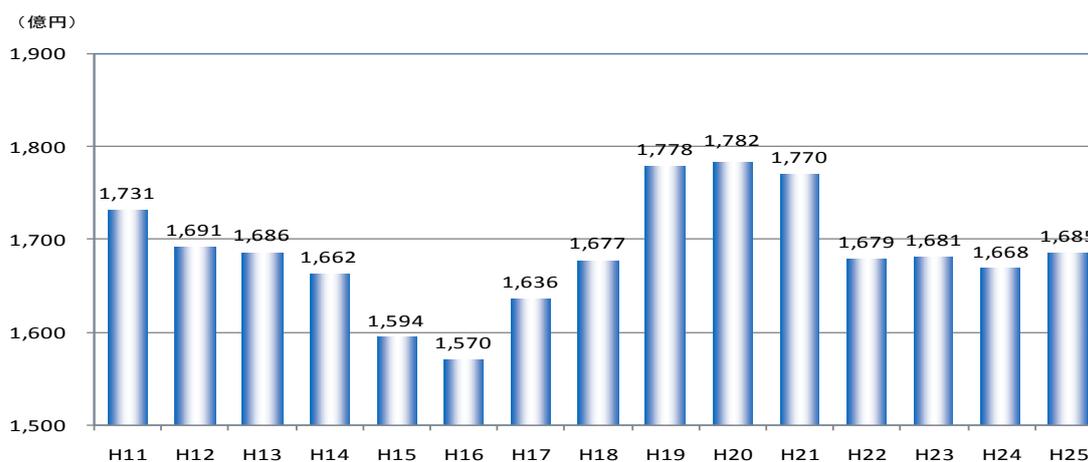
（1）今後低迷が見込まれる市税収入

市税収入は、平成17年度以降増加傾向でしたが、中期財政見通しによると、平成21年度以降は、景気の悪化に伴い低迷することが見込まれます。【図表3】

○ 市税収入

H11決算 1,731億円 → H25推計 1,685億円

図表3 市税収入の推移（～H20：決算額 H21：当初予算額 H22～：推計値）



（注）三位一体の改革に伴い、H19から市税が増収となっています。

（2）これまでの都市基盤整備に伴う財政負担

本市では平成4年の政令指定都市移行を契機に、都市基盤や生活基盤の整備を積極的に推進してきましたが※²、その際の市債発行や債務負担行為※³に伴う償還金が、大きな負担となっています。

① 今後ピークを迎える公債費

これまでに発行した市債の元利償還金である公債費は、平成22年度以降にピークを迎え、その後も高止まりする見込みです。

しかし、都市基盤整備が一段落したこと、また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）の施行により、公債費等の負担の基準が示されたことから、本市は財政健全化へ舵を切り、平成20年度以降の市債発行額を大幅に減少させたため、今後は市債残高が減っていく見込みです。【図表4】

※1 普通会計 地方公共団体間の財政指標の比較をしやすいように設けられた統一的な会計区分。本市では、一般会計に市街地再開発事業特別会計、都市計画土地区画整理事業特別会計などを加えたもの。

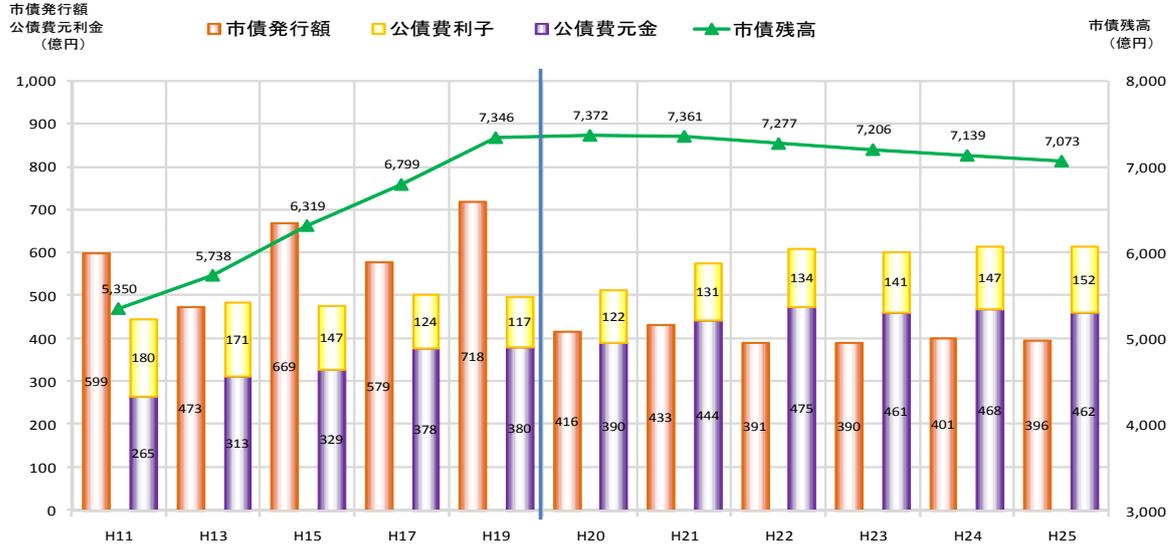
※2（参考）下水道普及率：H4 69.4% → H20 97.1% 道路延長：H4 2,857km → H20 3,295km

※3 債務負担行為 将来の支出を議会が事前に承認して、長期にわたる契約を可能とする制度。

○ 公債費

H11 決算 445 億円 → H25 推計 614 億円

図表 4 市債発行額・公債費等の推移（～H20：決算額 H21：当初予算額 H22～：推計値）



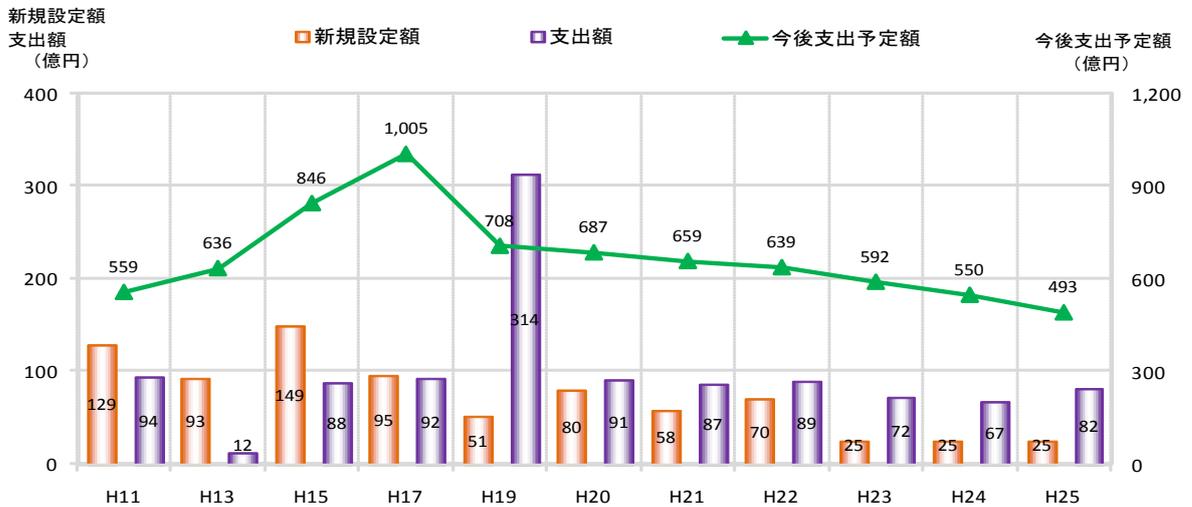
(注) H19 と H20 の間の縦線は、本市が財政健全化に向け大幅に市債発行額を抑制しはじめた時期を示しています。

② 債務負担行為

また、本市では、公共施設の計画的な整備にあたり、多額の債務負担行為を設定しており、この償還金が公債費と同様に、現在大きな負担となっています。

ただし、近年は財政健全化の取り組みにより債務負担行為の設定額を抑制したため、今後は負担も減っていく見込みです。【図表 5】

図表 5 債務負担行為の推移（～H20：決算額 H21：当初予算額 H22～：推計値）



(注) 通常の建設事業費以外のもの（PFI事業の運営費など）は、除いています。

(3) 基金の枯渇

さらに本市は、市債・債務負担行為以外の財源対策として、基金の取り崩しをしてきたため、基金残高は急速に減少しており、今後は今までのような多額の基金の取り崩しを行うことが不可能な状況となっています。

また、平成15年度より、財源不足を補てんするため、基金の本来の目的を損なわない範囲で、基金からの借入れを実施しており、以来、借入れを継続した結果、借入残高が急増しています。【図表6】

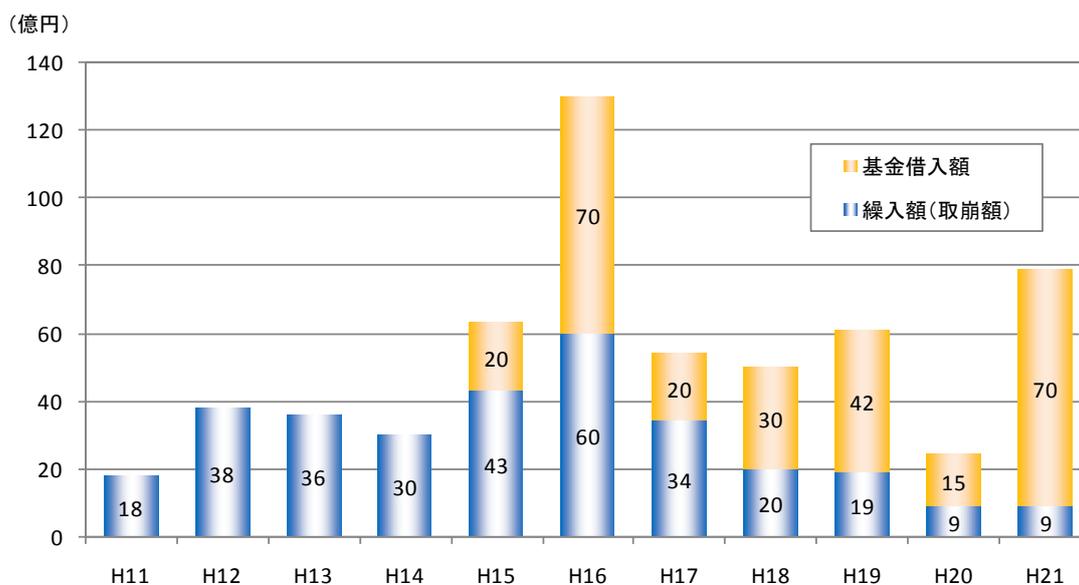
○ 基金の残高 【図表7】

H11 決算 201億円 → H21 予算 21億円

○ 基金からの借入残高 【図表8】

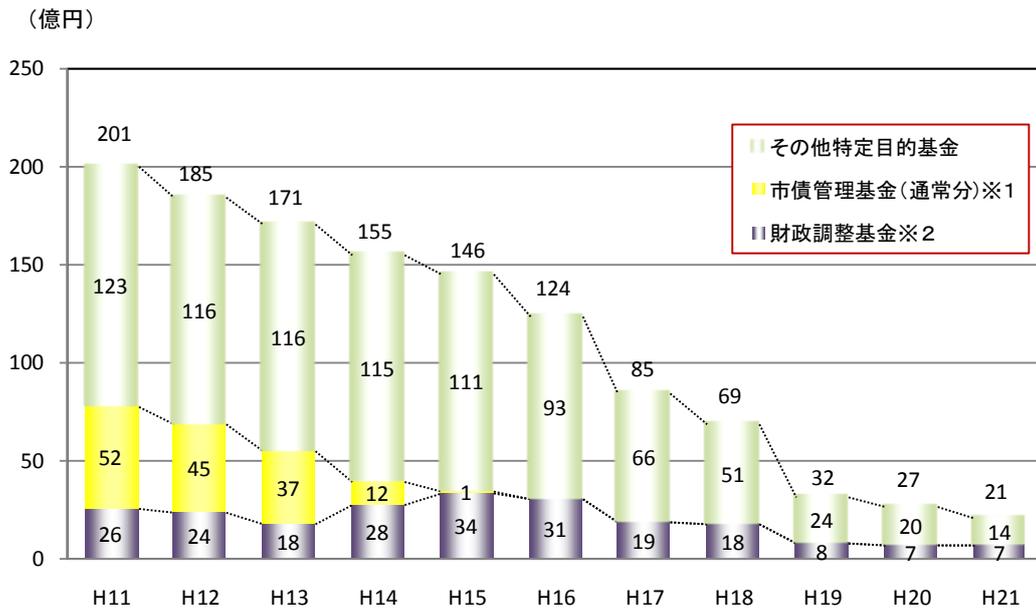
H11 決算 0円 → H21 予算 267億円

図表6 基金取崩し・借入状況（～H20：決算額 H21：当初予算額）



(注) H16は、市税収入が急激に落ち込んだため【P5参照】、その代替財源として多額の基金を借入れしています。

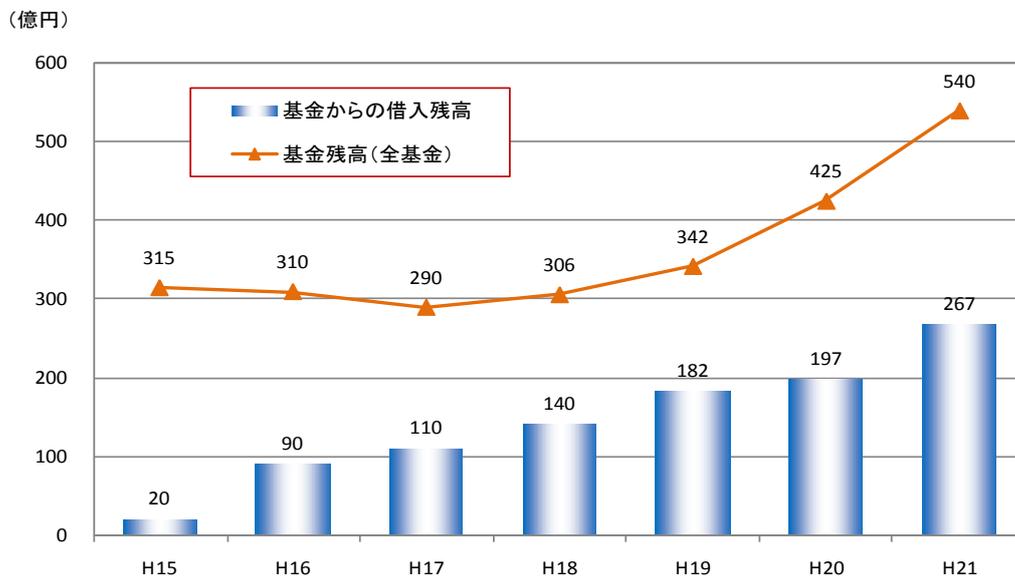
図表7 基金残高の推移（～H20：決算額 H21：当初予算額）



(注)・市債管理基金のうちの満期一括分は、将来の公債費の償還財源となるため、基金残高から除いています。

・一般会計が基金から借入れている額は、各基金の残高から減じています。

図表8 基金からの借入残高の推移（～H20：決算額 H21：当初予算額）



(注) 基金残高(全基金)は、一般会計が基金から借入れている額を含みます。

※1 市債管理基金(通常分) 公債費償還の年度間調整を行う目的で設ける基金。財源が不足する場合などにおいて、市債の償還財源として使われる。

※2 財政調整基金 年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てる基金。

(4) 今後も増加し続ける扶助費※1

以上のように、税収の低迷や公債費の増加、基金の枯渇など非常に厳しい財政状況の中で、少子高齢化の進行、雇用情勢の悪化等に伴い、高齢者福祉や生活保護対策などに支出される扶助費は増加し続けており、今後も社会構造の変化や高齢者人口の伸びなどにより、増加していくものと見込まれます。【図表9】

○ 扶助費

H11 決算 334 億円 → H25 推計 622 億円

図表9 扶助費の推移（～H20：決算額 H21：当初予算額 H22～：推計値）



※1 扶助費 社会保障制度の一環として、生活困窮者、要援護高齢者などの生活維持や保育所での保育活動などに支出される経費。

※2 高齢化率 人口に占める65歳以上の割合。

(5) 他政令市との比較

① 市民1人あたりの市債残高と債務負担行為今後支出予定額

都市基盤整備に要した市債発行や債務負担行為の残高等が、他政令市に比べ多い状況です。【図表10】

図表10 市債残高と債務負担行為今後支出予定額（平成20年度決算）

(千円)

区 分	千葉市	政令市中順位	政令市平均
市債残高 (市民1人あたり)	796	12位/17市	656
債務負担行為今後支出予定額 (市民1人あたり)	111	14位/17市	84

(注) 政令市平均は、千葉市分を除く

② 健全化判断比率^{※1}の状況

実質公債費比率^{※2}と将来負担比率^{※3}についても、他政令市と比較して、いずれも高い数値であり、今後も更なる債務残高の抑制に努める必要があります。なお、健全化判断比率のうち、実質赤字比率^{※4}と連結実質赤字比率^{※5}は、発生していません。【図表11】

図表11 健全化判断比率の状況（平成20年度決算）

(%)

区 分	千葉市	政令市中順位	政令市平均	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	20.1	16位/17市	12.7	25.0	35.0
将来負担比率	309.6	17位/17市	172.9	400.0	

(注) 政令市平均は、千葉市分を除く

※1 健全化判断比率 財政健全化法に定められている比率。地方公共団体の財政健全化を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標を指す。4指標とも数値が大きいほど財政状況は悪いとされる。

※2 実質公債費比率 地方公共団体が借金返済にあてている金額が、収入に対してどのくらいの割合を占めているのかを表す。数値が高いほど財政の弾力性が低下していることを示す。

※3 将来負担比率 公社や第三セクターなども加えた連結ベースで、地方公共団体が将来的に負担する可能性のある借金の総額が、地方公共団体本体の1年間の収入と比べてどれくらい多いかを示す。数値が高いほど、将来、財政を圧迫する可能性があることを示す。

※4 実質赤字比率 地方公共団体が自由に使える収入の標準額に対し、一般会計と、病院や下水道といった公営事業会計を除く全ての特別会計の赤字額の合計がどの程度かを示す割合。

※5 連結実質赤字比率 地方公共団体が自由に使える収入の標準額に対する、公営事業を含む全会計の赤字額の合計の割合。

Ⅲ 中期財政見通し

平成22年度の予算編成方針の策定（平成21年10月）にあたり、平成25年度までの財政収支の試算を行ったところ、平成22年度から平成25年度までの4年間で1,320億円を超える収支不足が見込まれる結果となりました。【図表12】

図表12 中期財政見通し（普通会計）

<歳入>

(百万円)

区 分	H21 当初予算	H22		H23		H24		H25	
		金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
市税	177,000	167,912	△ 5.1	168,110	0.1	166,754	△ 0.8	168,550	1.1
譲与税・交付金	22,975	20,657	△ 10.1	20,816	0.8	21,004	0.9	20,242	△ 3.6
地方交付税	450	450	0.0	450	0.0	450	0.0	450	0.0
国庫支出金	32,268	32,387	0.4	34,394	6.2	35,138	2.2	36,699	4.4
市債	43,323	39,100	△ 9.7	39,000	△ 0.3	40,100	2.8	39,600	△ 1.2
その他	63,667	58,989	△ 7.3	58,024	△ 1.6	57,621	△ 0.7	58,079	0.8
計	339,683	319,495	△ 5.9	320,794	0.4	321,067	0.1	323,620	0.8

<歳出>

区 分	H21 当初予算	H22		H23		H24		H25	
		金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
人件費	64,987	60,783	△ 6.5	60,727	△ 0.1	60,148	△ 1.0	60,806	1.1
公債費	57,458	60,870	5.9	60,191	△ 1.1	61,451	2.1	61,419	△ 0.1
扶助費	55,175	57,211	3.7	58,919	3.0	60,404	2.5	62,209	3.0
投資的経費	40,069	38,316	△ 4.4	41,572	8.5	38,327	△ 7.8	40,855	6.6
その他	121,994	129,035	5.8	130,735	1.3	135,235	3.4	137,918	2.0
計	339,683	346,215	1.9	352,144	1.7	355,565	1.0	363,207	2.1

収支差	0	△ 26,720	△ 31,350	△ 34,498	△ 39,587
-----	---	----------	----------	----------	----------

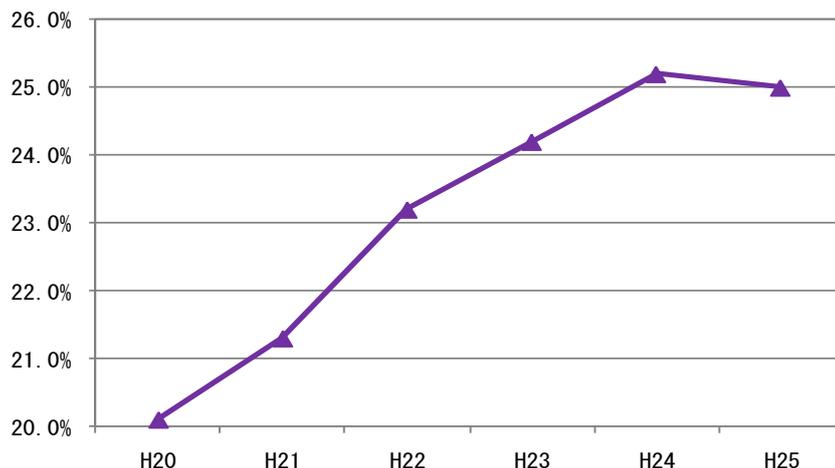
H22～25合計

△ 132,155

(注) 中期財政見通しの前提条件は、※資料(P27)を参照ください。

この収支不足に対し、これまでのように市債や基金からの借入に過度に依存した財政運営を続けると、財政の健全化判断比率である実質公債費比率が、平成24年度には早期健全化基準の25%を超え、早期健全化団体に転落してしまうことが見込まれました。【図表13】

図表13 基金からの借入に過度に依存した場合の実質公債費比率の推計



(注) H22 と H23 に H21 予算と同額の 70 億円を市債管理基金から借入れを実施した場合、市債管理基金の積立額が不足し、実質公債費比率の上昇を招きます。

○早期健全化団体とは？

実質公債費比率が25%を超えると、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、早期健全化団体となります。

○早期健全化団体になるとどうなるか？

早期健全化団体になると、財政健全化計画の策定が義務付けられます。財政健全化計画の策定には、議会の議決が必要となり、策定後も進捗管理のため、毎年度、実施状況を議会に報告し、公表することとなります。

早期健全化団体になると、本市のイメージダウンは避けられず、長期にわたって、人口流出や企業誘致に対する悪影響があると想定されます。

IV 財政健全化の対策（取組項目と数値目標）

1 基本的な考え方

当面の収支不足対策として、歳入確保と歳出削減を集中的に行います。
また、将来の財政健全化に向けた取組みについても、これまで以上に強化します。

2 歳入確保対策

財政の自立性を高め、市民サービスを安定的に提供できるよう、自主財源^{※1}の確保に向け積極的に取り組みます。

（1）市税等の歳入確保

市税や公共料金等については、歳入確保だけでなく公平性、公正性の観点からも徴収率の向上を図ります。

特に、徴収率が低い状況にある市税、国民健康保険料、保育料、住宅使用料及び下水道使用料については、現年度分、滞納繰越分を問わず、差押え等滞納処分を強化するとともに、目標を定めて徴収率の向上に取り組みます。

また、市税については、適正で公平な課税を推進するため、課税すべき対象の的確な把握に努めます。

《取組項目》

○ 徴収率の向上

- ・ 効率的・効果的な賦課徴収事務推進のため市税事務所を設置
- ・ 各料金の徴収困難案件を一元化して対応する組織の設置
- ・ 催告コールセンターの設置（民間事業者の活用による電話催告）
- ・ 口座振替の勧奨

○ 市税収入の確保

- ・ 課税すべき対象物を的確に把握するため、調査に係る行動計画を作成し、計画の進行管理を徹底します。

○ 税源の涵養

- ・ 企業誘致や資金融資、さらに新技術・新事業の創出支援などにより、税源の涵養を図ります。

※1 自主財源 地方公共団体が自主的に収入することができる財源のこと。地方税、使用料、財産収入などがある。国や県の補助金、地方債などは依存財源という。

《数値目標》

○ 平成25年度における徴収率

- ・ 市税徴収率 94.5%
- ・ 国民健康保険料徴収率 74.5%
- ・ 保育料徴収率 94.8%
- ・ 住宅使用料徴収率 84.0%
- ・ 下水道使用料徴収率 94.2%

(参考) 目標達成するための各年度徴収率内訳

年度	H20決算		H22	H23	H24	H25
市税	92.0%	➔	93.0%	93.6%	94.1%	94.5%
国保	71.4%		72.4%	73.1%	73.8%	74.5%
保育	92.6%		94.3%	94.5%	94.7%	94.8%
住宅	76.8%		79.5%	81.0%	82.5%	84.0%
下水道	93.9%		94.1%	94.2%	94.2%	94.2%

※各年度の徴収率は、H25の目標徴収率を達成するための目安です。

(2) 公共料金の改定及び設定

使用料等の公共料金については、受益に応じた公平で適正な負担となるよう「公共施設使用料等設定基準^{※1}」などに基づき見直しを行います。

《取組項目》

○ 既存料金の改定

- ・ 受益者負担の適正化や事業の安定的継続のため、特に、長期間改定されていない料金や、定期的に見直すこととしている公共料金を中心に改定を行います。

○ 無料施設の有料化や新規施設の料金設定

- ・ 特定の受益がありながら、現在無料で利用されている施設については、他の有料施設と同様に、受益に応じた負担となるよう有料化を図ります。また、新たに開設する施設の使用料については、周辺の類似施設との均衡を考慮しながら適切に設定します。

※1 公共施設使用料等設定基準 施設使用料等に係る公共料金設定基準を示したもの。(H19.9月策定)

(3) その他の自主財源の確保

その他の自主財源として、市有資産等の活用による広告料収入や貸付収入の確保、未利用市有地の売却などを行います。

特に、市有地を売却することは、固定資産税をはじめとする市税の確保にもつながるため、積極的に進めます。

《取組項目》

○ 広告料収入の確保

- ・ ネーミングライツ（命名権）も含めた公共施設への広告など、新たな広告媒体の洗い出しを行うとともに、市ホームページや広報印刷物などにおいて、引き続き広告を募集します。

【新たなネーミングライツ対象候補】

マリスタジアム、ポートアリーナ、アイススケート場、市民ゴルフ場、花の美術館、海浜公園プールなど

○ 市有資産の活用

- ・ 事業残地などの未利用市有地を積極的に売却します。
- ・ 未利用資産の民間への賃貸など、資産の有効活用により収入確保を図ります。

3 歳出削減対策

(1) 人件費の削減

市民サービスが低下しないよう配慮しながら、義務的経費である職員給与費等の人件費を削減し、簡素で効率的な行政を目指します。

《取組項目》

○ 定員の見直し

- ・ 事務事業の見直し、民間機能や非常勤職員の活用などにより、定員を見直します。また、新たな行政ニーズに対しては、単に職員を増やすことなく、極力、組織や職員配置の見直しにより対応します。

○ 給与等の抑制

- ・ 厳しい財政状況を踏まえ、早期健全化団体への転落回避に向けて、特別職・一般職とも一定期間給料や退職手当等を減額します。また、時間外勤務についても縮減を図り、手当を抑制します。

(2) 市単独扶助費^{※1}の見直し

市が単独で行う扶助制度については、時代のニーズに適切に対応した制度となるよう必要な見直しを行います。

《取組項目》

○ 市単独扶助費の見直し

- ・ 市単独扶助費については、国・県の制度変更に的確に対応するとともに、適切なサービス水準であるか、将来にわたって継続すべきかなどの観点から制度の見直しや廃止を行います。

(3) 補助金の削減

補助金については、補助を前提とした事業計画や団体運営が行われることにより自立への阻害となるなどの問題点があることから、補助の意義や効果を検証し、恒常的な補助金の縮小・廃止等を見直しを行います。

※1 市単独扶助費 扶助費【P9 参照】のうち、国の補助制度にない費用や国の補助制度に上乗せする費用を市が独自に負担しているもの。

《取組項目》

○ 補助金の削減

- ・ 補助の効果を検証し、恒常的な補助金の縮小・廃止を行うとともに、長期化しないよう終期を設定し、補助金を削減します。ただし、税收確保策のために実施している中小企業資金融資利子補給金及び企業立地促進事業補助金は削減の対象外とします。

《数値目標》

○ 補助金の削減

- ・ 平成25年度までに、21年度の恒常的な補助金（中小企業資金融資利子補給金と企業立地促進事業補助金を除く）を10%以上削減します。

（４）事務事業の見直し

新たな行政ニーズに的確に対応できるよう、既存の事務事業については、行政の果たすべき役割の見直し、有効性・効率性の観点などから縮小・廃止を行います。

《取組項目》

○ 事務事業の見直し

- ・ 事務事業評価※¹の活用などにより事務事業を見直すほか、次のような基本的な考え方により事業の縮小・廃止を行います。
 - ① イベント経費や啓発・キャンペーン経費など、必ずしも市民生活に不可欠とは言えない事業。
 - ② 必要性が低下したり、他事業での対応が可能であるなど、効果が薄れている事業
 - ③ その他数年間休止しても市民生活に大きな影響を与えない事業
 - ④ 他政令市や近隣市での実施が少ない事業

○ 予算編成におけるシーリング（見積制限）など

- ・ 経常的経費を削減するため、予算編成時にシーリング（見積制限）を課すほか、経費削減努力に対して、その効果額の一定割合を付与する（インセンティブ予算）など、各局主体の創意工夫により、経費の削減を図ります。

○ その他の見直し

- ・ 5か年計画事業やその他の経費についても、予算編成過程において徹底した事業費の圧縮を図り、効率的に事業を執行します。

※1 事務事業評価 個々の事務事業を有効性、効率性等の視点から客観的に評価し、事務事業の選択、重点化を図る制度。

(5) その他の歳出削減

行政の関与のあり方やサービスの提供方法の見直し、また、公営企業等の経営改善を図り、歳出削減を行います。

《取組項目》

○ 民間機能の活用

- ・ 公民の適切な役割分担や事業の効率性の観点から、PFI^{※1}や指定管理者制度^{※2}などを積極的に活用するとともに、事業の委託化を進めます。

○ 公営企業の経営健全化

- ・ 各会計における収入の増加、経費の圧縮を進め、経営を健全化することで、一般会計からの補助金と繰出金を削減します。

○ 外郭団体改革の推進

- ・ 外郭団体については、その存在意義や役割を再確認し、公共性や効率性の観点から廃止や統合を行います。また、存続する外郭団体に対しては、徹底した経営改善による財政的自立を求め、市からの補助金を削減します。

○ 公共施設の管理運営の合理化

- ・ 公共施設については、広域的利用、他目的への転用や複合化による既存施設の有効活用や施設の配置見直しを図ります。

※1 PFI(Private Finance Initiative) 公共施設等の建設・維持管理等に対し、民間の資金、経営の能力を活用することで効率的に公共サービスを提供する手法。

※2 指定管理者制度 公の施設の管理・運営を民間事業者等に委託し、そのノウハウを活用することで公共サービスの効率的な提供を図る制度。

4 将来に向けた財政健全化への取組み

(1) 市債発行の抑制による市債残高の圧縮

実質公債費比率、将来負担比率が非常に高い水準にあるため、建設事業の厳選や公共工事のコスト縮減により市債発行を抑制し、市債残高の圧縮を図ります。

《取組項目》

○ 市債発行の抑制

- ・ 建設事業債を引き続き抑制します。
- ・ 平成22年度以降は退職手当債^{※1}を発行しません。
- ・ 毎年度の市債発行額を元金償還額の範囲内に抑制します。

《数値目標》

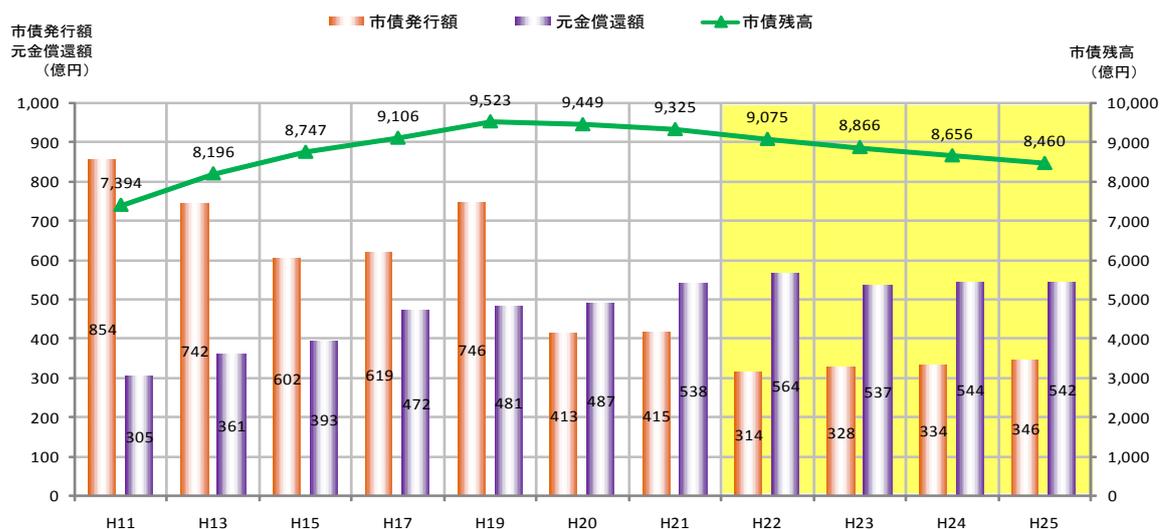
○ 市債発行の抑制

- ・ 建設事業債（普通会計）の発行を各年度210億円以内に抑制します。

○ 市債残高の圧縮

- ・ 平成21年度を基準として、25年度までに、建設事業債等^{※2}の残高（全会計）を800億円以上圧縮します。【図表14】

図表14 建設事業債等の発行額・償還額等の推移（～H20：決算額 H21：当初予算額 H22～：推計値）



(注)全会計ベース。建設事業債等の残高は、今後4年間で確実に圧縮させます。

※1 退職手当債 団塊世代の大量退職を迎え、退職手当支給の資金繰りが必要な自治体が平年度より多額になる退職手当支給部分について、認められている地方債。

※2 建設事業債等 国の財政対策の一環として、市が発行した臨時財政対策債、減収補てん債等を除いた市債

(2) 債務負担行為設定の抑制

市債と同様、将来負担を抑制する観点から、活用事業を厳選し、債務負担行為設定の抑制を図ります。

《取組項目》

○ 債務負担行為設定の抑制

- ・ 活用事業を厳選し、債務負担行為設定を抑制します。

(3) 基金の適切な活用

市の貯金にあたる基金は、計画的な財政運営を行なうための貴重な財源であることから、基金からの新たな借入れを抑制し、基金本来の目的を踏まえた適切な活用を行います。

《取組項目》

○ 基金借入れの抑制

- ・ 基金からの新たな借入れを極力抑制します。
- ・ 平成24年度以降、借入残高の一定割合を計画的に返済します。

(4) 経常収支比率^{※1}の改善

自主財源を中心とした歳入確保に努めるとともに、徹底した経費節減に努め、経常収支比率の低減を図り、財政の弾力性を向上させます。

《取組項目》

○ 経常収支比率の低減

- ・ 市税を中心とした歳入の積極確保と事務事業の徹底した見直しによる経費節減等を推進することにより、経常収支比率を低減します。

《数値目標》

○ 経常収支比率の低減

- ・ 平成25年度までに、経常収支比率を94.5%以下に低減します。

※1 経常収支比率 地方税等の経常的に収入される一般財源が義務的経費等の経常的な支出にどれくらい使われているかを示す指標。数値が低いほど弾力性が高い。

(5) 実質公債費比率及び将来負担比率の改善

公債費負担適正化計画^{※1}を毎年度適切に更新するとともに、計画に基づき債務残高の抑制に取り組み、将来負担の軽減を図ります。

《取組項目》

- 実質公債費比率の抑制
 - ・ 公債費負担適正化計画に基づき、健全化判断比率による早期健全化団体とならないよう努め、比率の抑制を図ります。
- 将来負担比率の低減
 - ・ 市債や債務負担行為の残高の減少に努め、比率の低減を図ります。

《数値目標》

- 実質公債費比率の抑制
 - ・ 各年度における実質公債費比率を25.0%未満に抑制します。
- 将来負担比率の低減
 - ・ 平成25年度までに、将来負担比率を270.0%以下に低減します。

※1 公債費負担適正化計画 実質公債費比率 18%以上の地方公共団体が、総務省に地方債の許可を受けるにあたり策定を義務付けられている計画であり、総務省はこの計画の内容・実施状況を勘案し、地方債の発行を許可する。

5 数値目標

数値目標 (H25年度)		参考 (H20年度の状況)	
徴 収 率	市税徴収率	94.5%	92.0%
	国民健康保険料徴収率	74.5%	71.4%
	保育料徴収率	94.8%	92.6%
	住宅使用料徴収率	84.0%	76.8%
	下水道使用料徴収率	94.2%	93.9%
補助金の削減 ※中小企業資金融資利子補給金及び 企業立地促進事業補助金を除く	H21を基準として、恒常的な補 助金を10%以上削減	75億円	
市債発行の抑制	建設事業債（普通会計）を各 年度210億円以内に抑制	233億円	
市債残高の圧縮	H21を基準として、建設事業債 等（全会計）の残高を800億円 以上圧縮	9,449億円	
経常収支比率の低減	94.5%以下に低減	96.3%	
実質公債費比率の抑制	25%未満に抑制	20.1%	
将来負担比率の低減	270%以下に低減	309.6%	

(注) 定員の削減目標は、現行の「定員適正化計画」が終了する平成22年度に、新たに数値目標を検討します。

V 取り組み後の姿

1 財政健全化対策後の収支見通し

本プランの対策後の収支見通しは以下のとおりです。【図表15】

平成22年度予算では、財政健全化の取り組みにより約137億円の効果を見込みました。また、市としての取り組み以外では、国の地方財政対策により、税収の大幅な減少に伴い、5年ぶりに普通交付税の交付が見込まれるほか、臨時財政対策債が中期財政見通しより大幅に増加する見込みとなりました。

図表15 本プラン対策後の収支見通し

I 取り組みの効果額		(百万円)				
	H22	H23	H24	H25	H22～H25	
1 歳入確保対策分 A	4,912	3,763	4,146	6,278	19,099	
(1) 市税等の歳入確保	1,296	1,428	1,732	1,876	6,332	
(2) 公共料金の改定及び設定	1,488	2,037	2,046	2,057	7,628	
① 公共料金の改定	1,488	1,730	1,739	1,750	6,707	
② 公共料金の新設	0	307	307	307	921	
(3) その他の自主財源の確保	2,128	298	368	2,345	5,139	
① 広告料収入の確保	0	120	120	120	360	
② 市有資産の活用	2,128	178	248	2,225	4,779	
2 歳出削減対策分 B	8,818	13,081	16,771	20,477	59,147	
(1) 人件費の削減	3,646	4,226	4,786	5,363	18,021	
① 定員の見直し	433	1,015	1,575	2,135	5,158	
② 給与等の抑制	3,213	3,211	3,211	3,228	12,863	
(2) 市単独扶助費の見直し	284	553	553	553	1,943	
(3) 補助金の削減	402	531	661	790	2,384	
(4) 事務事業の見直し	4,220	7,586	10,586	13,586	35,978	
① 事務事業の見直し	271	697	697	697	2,362	
② 予算編成におけるシーリング	0	3,000	6,000	9,000	18,000	
③ その他の見直し	3,949	3,889	3,889	3,889	15,616	
(5) その他の歳出削減	266	185	185	185	821	
① 民間機能の活用	0	105	105	105	315	
② 公営企業の経営健全化	266	80	80	80	506	
小計 A+B	13,730	16,844	20,917	26,755	78,246	
II その他の財源対策		(百万円)				
	H22	H23	H24	H25	H22～H25	
(1) 地方交付税	3,480	3,480	3,480	3,480	13,920	
(2) 臨時財政対策債	6,400	6,400	6,400	6,400	25,600	
(3) 県単補助金の確保	110	110	110	110	440	
(4) 基金からの借入	3,000				3,000	
小計	12,990	9,990	9,990	9,990	42,960	
合計 (I + II) a	26,720	26,834	30,907	36,745	121,206	
中期財政見通しの収支不足額 b	26,720	31,350	34,498	39,587	132,155	
対策後の収支差 (a-b)	0	△ 4,516	△ 3,591	△ 2,842	△ 10,949	

(注) 給与等の抑制には、中期財政見通しに反映していなかった人事委員会勧告に基づく給与改定額を含む。

このように、できる限りの対策をとりましたが、30億円の収支不足を埋めきれず、やむを得ず市債管理基金からの借入れで補てんしました。

しかし、基金借入金を抑制したことにより、実質公債費比率は25%を超えない見込みとなりました。なお、本プランの対策を行わず、全額を基金からの借入れにより依存した場合は、実質公債費比率が25%を超えることとなります。

2 今後の課題

平成23年度以降については、新たな取組効果が見込まれる項目についても効果額を掲載しましたが、収支不足の解消には至っていません。

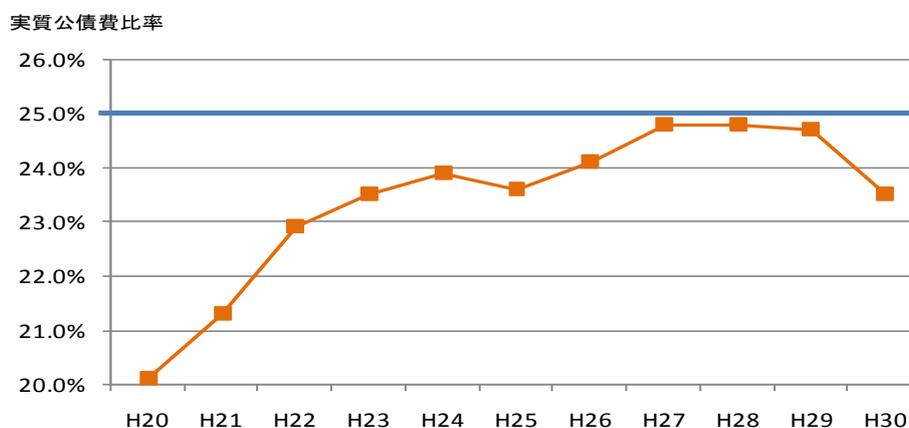
そのため、やむを得ず市債管理基金からの借入れにより対応せざるを得ないことが見込まれますが、早期健全化団体に転落することを避けるためには、平成23年度から平成25年度までの3年間で70億円の借入れが上限であると見込まれるため、それ以上の収支不足に対しては、既存の取り組みの更なる強化と新たな取組項目の掘り起こしが必要となります。

【図表16】 【図表17】

図表16 収支不足（H23～H25）への対応について

		(百万円)
図表15における収支不足額合計 a		10,949
対策	基金からの借入	7,000
	事務事業の更なる見直し	3,949
	計 b	10,949
H23からH25における収支不足額 (b-a)		0

図表17 実質公債費比率の見込み



(注) H22 当初予算により、実質公債費比率を再度推計したもの。なお、H23以降の基金からの借入額を70億円（H23 30億円、H24 20億円、H25 20億円）として推計。

平成22年度予算編成過程においては、中期財政見通しより税収が落ち込み、一方、生活保護費がさらに増加するなど、実際には300億円を超える収支不足となりました。

そのため、本プランの対策以外にも、従来は当初予算で一定額を見込んでいる退職手当(定年退職以外の退職者分)及び国民健康保険事業特別会計の赤字補てん繰出金を組み込むことができませんでした。

かつてない厳しい財政状況が続きますが、公と民の適切な役割分担の視点から、市が担うべき役割の明確化・重点化を図ることで、事業のコスト縮減を進める一方、市が守るべき分野には、重点的に予算を配分し取り組んで参ります。

VI 本プランの推進にあたって

(1) 基本的な考え方

本プランの推進にあたっては、各局・区役所等が主体となり、創意工夫の上、財政健全化への取組みを行います。

また、本プランの実施状況や成果について、外部委員による第三者評価を適宜実施します。

(2) 透明性の向上

本プランの推進は、行政内部のみで成し得るものではなく、市民のみなさまの理解と協力が必要です。そのため、よりわかりやすい情報、より多くの情報を市民のみなさまに提供できるよう、情報公開をこれまで以上に積極的に行います。

(3) プランの見直し

経済財政状況の変化、国・県の状況の変化等に的確に対応するため、本プラン策定後において見直すべき点があれば、柔軟に対応することとし、また、新たな取組みについても積極的に取り入れ、財政健全化の早期実現に向け努力します。

※資料

中期財政見通し（P11）の前提条件推計の手法

①基本条件

- 現行の税財政制度を前提
- 経済成長率は内閣府発表資料などを参考
 - ⇒ 平成22年度△1.8% 平成23年度△0.0%
 - 平成24年度以降+0.1%

②歳入について

- 市税は近年の税収動向を基礎に、経済成長率や納税義務者数、地価動向の見込みを加味して推計
- 地方交付税のうち、普通交付税は不交付、特別交付税は平成21年度当初予算額と同額
- 市債
 - ・ 建設事業債は210億円を上限
 - ・ 臨時財政対策債は税収見込みに連動して推計
 - ・ 退職手当債は計上しない
- その他は扶助費、投資的経費の特定財源等を参考に推計

③歳出について

- 人件費は近年の給与改定及び退職見込みを基に推計
- 公債費は既往債及び平成22年度以降の発行見込みを基に推計
- 扶助費は現行制度を基に人口推計等を考慮し推計
- 繰出金は各会計の経営健全化計画を反映して推計、策定していない場合は個別に推計
- 投資的経費は5か年計画事業費、計画外事業費、債務負担行為償還を見込み推計
- その他の経費は5か年計画事業費、計画外事業費、新規開設施設経費等の増額見込みを個別に推計

④その他推計済みの主なもの

- 平成22年度の経常的経費は前年度に対し30億円削減
- 市債管理基金からの借入金は平成24年度から20億円ずつ返済

(注) 中期財政見通しは、平成21年10月時点のものであり、その後に生じた税収の更なる落ち込みや子ども手当の新設、高等学校授業料無償化などの影響額については反映しておりません。